# 令和5年第2回周防大島町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日 令和5年10月25日 水曜日 13時30分から14時30分まで
- 2 開催場所 たちばなケアプラザ 会議室
- 3 審議事項
  - (1)協議事項
    - ① 令和4年度国民健康保険事業特別会計決算状況及び令和5年度予算執行状況について
    - ② 医療費の状況について
    - ③ 令和4年度特定健診・特定保健指導の実施状況等について
    - ④ 令和4年度国民健康保険税の決算状況及び令和5年度国民健康保険税の賦課状況について
  - (2) その他

# 4 出席状況

出席委員 (9名出席)

被保険者代表委員	福田	美則	被保険者代表委員	榎本	俊哉
保険医薬剤師代表委員	野村	壽和	保険医薬剤師代表委員	川口	寛
保険医薬剤師代表委員	中村	瑞美	保険医薬剤師代表委員	岩重	秀二
公益代表委員	中元	みどり	公益代表委員	山田	吉之
ハゼルナチョ	₩r.I.				

公益代表委員 新山 玄雄

# 説明のため出席した者の職氏名 (町側)

健康福祉部長	重冨 孝雄	税務課課長	宮崎	由紀子
健康増進課長	大久保 晴美	健康増進課班長	地田	幸代
税務課班長	弘茂 直美	健康増進課班長	井宮	昌美
健康増進課主任	河村 美紀	健康増進課主事	河村	亮

### 欠席委員 (3名欠席)

被保険者代表委員 松岡 宏和 被保険者代表委員 吉國 公代

公益代表委員 新田 健介

#### 5 議事内容

大久保課長 定刻となりましたので、ただいまから令和5年第2回周防大島町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開会に先立ちまして、岡村副町長がご挨拶を申し上げます。

**岡村副町長** 皆さまこんにちは。本日は、お忙しい中、国保運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方には、平素から本協議会をはじめ、国保の運営につきましてご協力を賜りまして深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年度の国保会計決算につきましては、先の定例議会におきまして決算認定を 頂き、歳入総額30億4,833万3,528円に対しまして、歳出総額29億5,884 万8,803円、歳入歳出差引収支額は、8,948万4,725円の黒字収支となってお ります。

これにつきましては、平成30年度からの国保の県単位化など、国保制度改革に伴いまして、先行的な財政支援策として、平成27年度から保険者支援制度が拡充され、この公費拡充によりまして、一定程度の財政改善効果が毎年継続してあることが、大きく影響していると考えております。平成22年度以降、赤字補填を目的とする法定外繰入金により収支を均衡させてまいりましたが、平成28年度からは黒字収支となっており、令和4年度におきましても黒字収支となったところでございます。

しかしながら、今後も高齢化等による医療費の増加、また、被保者数の減少により国保税 の減収等は必至であることから、引き続き医療給付実績の動向に注意が必要となっており ます。

今後も国に対しまして、公費の投入を確実に行っていただくとともに、財政支援をはじめ 必要な措置を講じていただけるよう、引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

本日は、次第の協議事項にありますとおり、令和4年度の国民健康保険特別会計及び保険税の決算状況、令和5年度の国保特別会計の予算執行及び保険税の賦課の状況、医療費及び保健事業の実施状況等につきまして、事務局より報告させていただきますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

**大久保課長** 続きまして、中元会長さんよりご挨拶をお願いします。

**議長** 朝夕と日中の気温の差が大きく、体調を崩されませんご自愛くださいませね。本日は 大変お忙しい中を、委員の皆さまにはご出席賜りまして誠にありがとうございます。

前回の協議会では、令和5年度予算について諮問があり、諮問案どおり適当と認める旨の答申を出しております。

本日は、前年度の決算及び今年度の予算執行状況等につきまして事務局より説明を頂くことになっておりますが、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願

いいたします。

大久保課長 ありがとうございました。

それでは、議事進行に先立ちまして、新しい委員さん並びに事務局の紹介をさせていただきます。

このたび、任期を終えられた大島郡医師会 安本委員の後任として、川口 寛 様、老人 クラブ連合会 会長 藤田委員の後任として、山田 吉之様、自治会連合会 会長の岡山委員の後任として、新山 玄雄様の3名の委員にご就任いただいておりますのでご紹介いたします。

**川口委員** しまかぜ診療所の川口です。まだわからない事ばかりですがよろしくお願いいたします。

**山田委員** 4月から周防大島町老人クラブ連合会の会長を拝命しました山田と申します。 老人クラブの活動をみんなが楽しくできるように色々な行事に邁進しているところであります。よろしくお願いいたします。

**新山委員** 自治会連合会の新山でございます。コロナも収まりつつあり、自治会の活動もようやく動き出したところでございます。委員としては初めてでございますので、よろしくお願いいたします。

**大久保課長** 続きまして、4月1日に町職員の人事異動等がございましたので、改めて事務局の職員を紹介させていただきます。

**重冨部長** 健康福祉部長の重冨でございます。2年目でございます。委員の皆さまには大変 お世話になっております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**宮崎課長** 4月から税務課長となりました宮崎と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

**大久保課長** 健康増進課長の大久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

井宮班長 健康増進課医療保険班班長の井宮と申します。よろしくお願いいたします。

弘茂班長 税務課課税第一班班長の弘茂と申します。よろしくお願いいたします。

**地田班長** 健康増進課健康づくり班班長の地田と申します。よろしくお願いいたします。

**河村主任** 健康増進課医療保険班の河村美紀と申します。よろしくお願いいたします。

**河村主事** 健康増進課医療保険班の河村 亮と申します。よろしくお願いいたします。

**大久保課長** それでは、運営協議会規則第3条第3項の規定に基づきまして、ここからは、 会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長** それでは議長を務めさせていただきます。先ず、次第3の「委員出席状況の報告」 を求めます。

井宮班長 本日の委員出席状況を報告いたします。

あらかじめ吉國委員、松岡委員、新田委員の欠席の通知を受けております。本日の出席者は9名です。協議会規則第4条第3項による委員定数12名の半数6名以上の出席がありますので、本日の協議会が成立していることをご報告いたします。

**議長** 次に、次第4の「議事録署名委員の選任」について、事務局より説明をお願いします。

**井宮班長** 運営協議会規則第7条に「署名委員は、議長のほか、会議に出席した委員2名 とし、会議のはじめに議長が指名する」こととなっております。

**議長** 議長が指名することとなっているようですから、名簿の番号 10 番の山田吉之委員、同じく 11 番の新山玄雄委員を指名します。どうぞよろしくお願いします。

井宮班長 議長、よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

**井宮班長** ここで、会議の公開及び議事録に係る申し合わせ事項につきまして、改めて申し上げます。先ず、本協議会における審議は公開を原則としております。審議の内容により、予め会議の中で個人情報が取り上げられることが予想される場合は、会長の判断で非公開にできることとしております。議事録等の公開につきましては、審議過程の透明性の向上を図るため、町の公式ホームページ上で毎回公開しております。議事録自体は、情報公開用に作成する署名入りのもののほか、町公式ホームページで公開する一般公開用のものの2種類を作成しております。このうち一般公開用の議事録につきましては、ご発言をいただいた委員さんの氏名など、個人が特定されないようにし、事前に各委員さんにご確認をいただいて、あらかじめ了承を得た上で公開いたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今、事務局より会議の公開及び議事録について説明がございました。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、次第の5番、審議事項に入ります。協議事項の①、「令和4年度国民健康保 険事業特別会計決算状況及び令和5年度予算執行状況について」を議題としたいと思いま す。事務局の説明を求めます。

**井宮班長** ①令和4年度国民健康保険事業特別会計決算状況及び令和5年度予算執行状況 について

先ず資料の確認をさせていただきたいと思います。会議次第と書かれたものの他に、アルファベットのAからDの4種類の資料をお配りしております。お手元にすべての資料がございますでしょうか。

それでは、資料のAの1ページをお願いします。令和4年度国民健康保険事業特別会計 決算状況についてです。また、決算状況に係る概要につきまして、次の2ページに抜粋し て載せております。

先ず、令和4年度の歳入について、主な増減額の要因を4点挙げております。

1点目は、被保険者数の減少等により、保険税が対前年度 2,080 万 0,699 円の減額となったこと、2点目としては、今年度は災害等臨時特例補助金がなかったため、国庫支出金が 292 万 3,000 円の減額となったこと、3点目は、県支出金が保険給付費の支出増額に伴い普通交

付金が、対前年度 9,035 万 2,665 円の増額となり、特別交付金は、主に国保直営診療施設を有する市町村分として、町病院事業局の申請に基づき交付される直営診療施設整備等に関する交付金の減額により対前年度 630 万 1,000 円の減額となったこと、そして、4点目として、繰入金について、主に被保険者数及び所得の減少により、基盤安定繰入金が減額となったことのほか、国保負担軽減対策繰入金の減少等により対前年度 142 万 1,459 円の減額となっています。

これらの影響から、歳入総額につきましては、30 億 4,833 万 3,528 円、対前年度 1 億 1,255 万 6,812 円の増、増減率は 3.8%となっております。

続きまして、歳出についてですが、主な増減額の要因を5点挙げております。

1点目は、総務費が異動等に伴う職員人件費の増額等により、対前年度 469 万 3,739 円の増額となったこと。 2点目は、保険給付費について、療養給付費が、対前年度 7,844 万 1,314 円の増額となったこと。 3点目は、国保事業納付金について、県の算定に基づき対前年度 741 万 1,877 円の減額となっていること、4点目は、繰出金として、町病院事業局の申請に基づき交付される直診施設整備の整備等に関する交付金が対前年度 204 万 2,000 円の増額となったこと。5点目は、国民健康保険基金積立金が、対前年度 5,868 万 4,000 円の増額になっていることです。これら主たる影響から、歳出総額は、29 億 5,884 万 8,803 円、対前年度 1 億 4,497 万 7,488 円の増、増減率は 5.1%となっております。

総括といたしまして、令和4年度におきましては、8,948万4,725円の黒字収支となった ところです。

次の3ページには、参考資料として、平成24年度から令和4年度までの間の決算状況を載せております。上から3行目の「形式収支」の欄ですが、平成24年度から平成27年度におきましては0円となっていると思います。これは、法定外の繰入金によって歳入不足を補い、収支をゼロバランスで保ってきたものでして、同じく下から4行目にある「一般会計任意繰入⑧」の欄をご覧いただきますと、例えば、平成27年度においては、1億7,096万3,118円を一般会計から法定外繰入金として、その歳入不足を補ってきたところです。平成28年度からは、国による公費の拡充が前倒しで行われたことなどから黒字収支に転換し、繰入金⑧が0となり、令和4年度においても、形式収支③は8,948万4,725円の収入超過となっているところです。

簡単にご説明申し上げましたが、以上が令和4年度決算状況の説明となります。 引き続きまして、4ページの5年度予算執行状況についてご説明いたします。 今年度9月現在の予算を上段に、下段の括弧内が前年度の4年度決算額になっております。 歳入総額が27億8,274万9千円、対前年度比91.3%、歳出につきましては、歳入と同額の 予算ではありますが、対前年度比94.0%を見込んでいるところです。

まず歳入について、保険税、県支出金とありますが、この県支出金の中には、普通交付金と特別交付金の2種類があります。続いて繰入金、繰越金、その他といたしまして、督促手数料や諸収入、国保基金の利子があります。

つづきまして歳出になりますが、総務費、保険給付費、国保事業費納付金とあり、この国 保事業費納付金には、医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3種類があり ます。続いて共同事業拠出金、特定健診等事業費を含む保健事業費、繰出金、基金積立金、 諸支出金、予備費となっております。

次の5ページには、保険給付費決算見込について、お示ししております。2段書きの上段の欄につきまして、主に、9月末までの実績に基づき年間推計をしたものとなっております。令和5年度の保険給付費の合計支払見込につきましては、前年度に比べると低めで推移しておりますので、9,232万4,445円の減額を見込んでいるところです。

次の6ページには、(ウ)医療費の推移について載せております。令和5年度推計値では、 被保険者数は202人減少し、受診件数は1,752件減少する見込みです。

医療費総額につきましても、6,236 万 5,835 円の減額となることが見込まれていますが、 1人当たりの医療費は前年度に比べて増額となっております。

次の(エ)は、国保加入状況についてです。実数は、9月末時点の数値ですが、町の世帯数も国保の世帯数も減少し、被保険者数もやや減っており、加入率につきましても、若干減少しているといった状況になっております。以上で、①4年度決算状況及び5年度予算執行状況の説明を終わらせていただきます。

**議長** 説明が終わりましたので、質疑やご意見がありましたらお願いいたします。

**議長** それでは、次に協議事項②医療費の状況についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

井宮班長 それでは、②医療費の状況につきまして、資料Bの1ページをお開きください。 令和4年度の医療費の状況について、被保険者全体をアに、そのうち65歳~74歳の前期高齢者をイの項目に記載しております。それでは、(ア)の一人当たり医療費の状況(全体)をご覧ください。国より県、県より本町の医療費が高いという状況になっていることが、お分かりになると思います。国を100%としたときの格差率を見ていただきますと、本町の医療費の国との格差率は、本町が38.9%も高く、また、本町の一人当たりの医療費は、令和4年度は55万9,035円で令和3年度の50万8,072円に比べ、さらに増加している状況です。 次に(イ)1人当たりの入院、入院外医療費の状況(全体)について、同じく県と国と比較したものを表にしています。本町におきましては、一人当たりの入院医療費は28万8,165円と、国や県に比べて高額となっています。さらに入院医療費が占める割合や構成比も、国や県に比べて高いというのも大きな特徴として挙げられます。これが、本町の医療費を押し上げている要因の一つと考えております。

次にイの前期高齢者の状況についてですが、こちらも同様に、国や県の平均より本町の一人当たりの医療費が高く、入院医療費の占める割合も国や県の平均と比べて高くなっています。年齢が上がるに連れて医療費が増えてくるものではありますが、65歳から74歳の前期高齢者の方についても、国や県の平均に比べて本町の医療費の額が高いことが特徴として現れています。

次の2ページには、被保険者数の動向を載せております。被保険者のうち前期高齢者の占める割合が本町の場合は57%と高く、被保険者の半数以上が前期高齢者となっています。

以上をまとめますと、本町国保被保険者の医療費の状況につきましては、国や県の平均に比べて一人当たりの医療費が高い状況が続いていることや、入院医療費の占める割合も国や県の平均よりも高いこと、さらに、前期高齢者の方についても入院の一人当たりの医療費や占める割合が高くなっていることなどが、引き続き本町の医療費を押し上げている主な要因の一つではなかろうかと考えております。

次にエ 4年度疾病別医療費の状況になりますが、資料Cに医療費の状況に係る資料を付けております。

資料Cの1ページ目には、被保険者の年齢を5歳刻みでまとめ、疾病別の受診者数・総点数をA3横の表にまとめています。各年齢区分に、ピンク色が受診者数・総点数において最も高く、続いて緑色、黄色の順になっています。これらの状況を抜粋して簡単にまとめたものが、次の2ページ、3ページになります。

2ページの表につきましては、受診件数から見た疾病別の受診状況を、3ページは、医療費から見た疾病状況について、表にまとめています。この2・3ページで概略をご説明させていただきます。

資料の2ページは受診件数から見た年齢別疾病状況です。年齢を5歳刻みにして、その 年齢区分における受診件数の多い疾病名を左から並べています。

若年層の疾病では、「呼吸器系の疾患」や「皮膚及び皮下組織の疾患」が上位を占めています。成長するに連れ、「精神及び行動の障害」や「内分泌、栄養及び代謝疾患」、いわゆる糖尿病や脂質異常症といった病気が徐々に上位に定着しはじめ、前期高齢者となる頃

には、「循環器系の疾患」、いわゆる高血圧性疾患や心疾患、脳梗塞などの疾病が、件数と して増えてくるといった傾向になっています。

全体としては、件数の第1位が循環器系の疾患で7,379件、第2位が内分泌、栄養及び代謝疾患、第3位が筋骨格系及び結合組織の疾患で、筋骨格系の疾患には、骨・靭帯・関節症などのほかに脊柱障害、骨密度・構造の障害の疾病が含まれます。なお、一番下の行には、一件当たりの医療費について、高額なものを上から順にあげております。

3ページをお願いします。今度は、受診件数でなく、医療費から見た令和4年度の疾病 状況ということで、総医療費の負担額が高いものから順に並べています。第1位は新生物 となっており、その中でも前立腺がん・膵臓がん・食道がん などが上位を占めておりま す。

第2位は精神及び行動の障害で、10歳以上からどの年代でも、上位の疾病として定着しています。本町においては、全体医療費に占める精神疾患医療費の割合が高いということで、以前から交付金を受けているところです。

第3位は循環器系の疾患となっており、こちらについては、受診件数が第1位の疾病でありまして、一件当たりの医療費は然程高くはないものの、件数が多いことから総医療費第3位の疾病となっているところです。

なお、この上位に占める疾病については、何年も大きな変動はない状況となっており、 また、加齢と共に医療費が高くなる傾向にありますが、特に 40 歳を境に、受診件数及び 医療費が増えることは、1ページの表を見ると一目瞭然となっています。

このような状況の中で、町として医療費の適正化に向けて保健事業の取組の強化を図っているところではございますが、令和4年度の保健事業及び特定健診の実施状況につきましては、後ほどご説明申し上げます。

以上で②医療費の状況について説明を終わります。

**議長** ありがとうございました。医療費の状況についてご説明をいただきました。質疑等 がございましたら、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

**委員** 3ページの表についてですが、順位1位と書いてあるのに、横にずれて構成比の次にも順位の欄があるのはなぜですか?

**井宮班長** こちらは医療費から見たら新生物が1位なのですが、受診件数から見ると11位という事になります。

**委員** 医療費の状況について、1人当たりの医療費が周防大島町は異常に高いですけど、 入院出来る医療機関は限られているので、分母の数が少ないから高くなるでしょうか。

**井宮班長** それもあると思うのですが、昨年度の医療費の一人当たりの金額が増額してい

る要因の1つとしては、医療費分析結果の中で、前年度にはないような1人当たりの医療費が1千万円を超える疾病が影響していると思われます。「下肢閉塞性動脈硬化症」が1名、「肺非結核性抗酸菌症」が2名などと、3名の方だけで3,400万円を超すような高額な医療を要する患者さんがいたことで、うちのような小さな規模の保険者にとっては医療費の増加に繋がっていると考えます。

**議長** ありがとうございます。他にございませんか。それでは、協議事項③、「令和4年 度保健事業の実施状況等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いしま す。

**河村主任** 周防大島町国民健康保険における保健事業についてご報告いたします。

最初に、令和 4 年度の特定健診・特定保健指導の実施結果についてご報告いたします。 資料 B の 4 ページをご覧ください。令和 4 年度の法定報告結果については『令和 4 年度特定健診・特定保健指導実績結果総括表』のとおりを見込んでおります。特定健診の対象者は3,317 人、受診者数は1,088 人となり、受診率は前年度より0.7 ポイント上昇し、32.8%となりました。特定保健指導の対象者数は81 人、終了者数は1人となり、終了者の割合は前年度より3.1 ポイント減少し、1.2%となりました。

5ページをご覧ください。周防大島町国保特定健診等の状況についてご説明します。令和4年度は県内19市町中、特定健診の受診率が14番目、特定保健指導の終了率が19番目となっています。また、令和3年度の法定報告の結果、山口県の特定健診受診率は47都道府県のうち40位となりました。全国と比較し、受診率はまだまだ低い状況が続いているため、より一層取り組みを強化する必要がある状況です。

令和4年度の事業変更点についてですが、令和3年度は、集団健診の会場でがん検診を 同時に実施しておりましたが、会場によっては容量不足により、混雑や混乱が目立ったため、 4年度以降の継続は困難であると判断し、がん検診の同時実施を取り止めました。

令和5年度の特定健診の実施状況については、変更点として、健診の検査項目に推定一日 食塩摂取量検査を追加して実施しております

続いて令和 4 年度糖尿病重症化予防プログラムの実施状況についてです。前年度の特定 健診の結果やレセプトデータから、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・受 診中断者等に対し、受診勧奨・保健指導を行っています。対象者の適切な医療受診を促すこ とで、腎機能低下や人工透析への移行防止を図るとともに、糖尿病重症化による合併症を予 防することで QOL の向上につなげています。令和 4 年度は、24 名を対象に受診勧奨を行い、 17 名を医療機関への受診に繋げることができました。

次のページをご覧ください。

令和 4 年度の保健事業についてご説明いたします。実施内容について、令和 3 年度と大きな変化はございません。

まず、1 特定健診結果説明会ですが、特定健診への理解を深め、継続受診の定着・受診

率の向上を図るため、集団健診の受診者を対象に講師による講演会を実施いたしました。4 年度は1月に実施しています。

- 2 30 歳代健診については、30 代の被保険者を対象とし、30 代のうちから健診を受診する習慣を定着させるため、特定健診と同等の内容の健診を集団健診の際に実施しました。特定健診の対象は40歳からなのですが、その前から健診を受診する習慣を身に着けてもらい、40歳になってからも継続して受診していただくことで、受診率の向上を図っています。
- 3 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業は、レセプト情報を分析し、生活習慣病の治療を中断していると思われる対象者に、文書により医療機関への受診勧奨を行います。昨年度は28名の方に対し受診勧奨を送付しましたが、医療機関への受診者は2名にとどまっています。
- 4 受診行動適正化指導事業は、レセプト情報を分析し、重複受診・頻回受診・重複服薬に該当する方に対し、町の保健師による訪問指導を行い、医療費の適正化を図ります。重複受診・頻回受診・重複服薬の説明は記載してある通りですが、簡潔に言いますと、「過度に医療機関を受診している方に適正な受診を促す」、というものです。昨年度は68名の対象者のうち、13名の訪問指導を行っています。

最後に服薬情報通知事業ですが、レセプト情報を分析し、長期多剤服薬者、つまり長期間にわたって多くの薬を処方されている方に、適切な服薬を促す通知をお送りします。それにより、医療費の削減やポリファーマシーの改善を図るというものです。昨年度は200名の方に通知を送り、105,564円の削減効果が確認されています。

以上で保健事業に係る報告を終わります。

**議長** ありがとうございました。只今の説明でなにか、ご質問ございますか。

**委員** 一番最後の5服薬情報通信事業についてですが、対象者が229人となっていますが、通知数は200で対象者全員には出さないのですか。

**河村主任** 対象者への通知については、業者委託をしている関係で、上限数が 200 通となっているため、200 名を選定しています。実際、内容を見てみますと必ずしも、良くない 重複ではない服薬の方をはじいて選定しています。

**委員** 去年と比較したいので、今年度の9月頃までの検診の受診率というのはわかりますか。

**河村主任** まだ年度途中ですので、今の段階で正確な数字は出ていないのですが、役場に届く結果通知等を見ますと、昨年と比べて大きな増減はないという状況です。

**委員** なぜ周防大島町は検診受診率が低いのかという事と、年度途中で低い状況が続いているのであれば、これを伸ばそうとする何らかのテコ入れをしないといけないと思うのですが、そのへんを何か考えていらっしゃいますか。

**河村主任** すでに特定検診を受けていらっしゃる方に対して、来年度も継続して受けていただけるようなご案内のしかたや、結果説明会を開催することで興味関心を持っていただく事も大事だと思っています。一番結果を伸ばすためには、まだ検診に関心を持っていら

っしゃらない方や受けた事のない方に対して、どのようにアピールしていくかが必要と考えます。

現在は受診勧奨のお知らせハガキを年に何回かお送りしたり、今年度からは電話勧奨も 実施しております。そういう受診勧奨の業務に力を入れていくべきと考えております。

**議長** ありがとうございました。他にございませんでしょうか。それでは、協議事項④「令和4年度国民健康保険税の決算状況及び令和4年度国民健康保険税の賦課状況について」 税務課から説明をお願いいたします。

**弘茂班長** 税務課から、お手元にお配りしております「決算・当初調定 説明資料」に沿って、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の1ページ目をお開きください。

1ページ目には、令和4・5年度の国保税の税率表をのせております。

賦課限度額につきましては、5年度は改正を行いまして、医療分は4年度と同額で650,000 円、支援分は4年度と比べて20,000円増の220,000円、介護分は4年度と同額で170,000円となっており、合計1,040,000円となっております。

国保税の税率につきましては、5年度は改正をいたしませんでしたので、4年度と同様の 医療分として均等割 27,400 円、平等割 25,800 円、所得割 8.9%、支援分として均等割 8,900 円、平等割 8,900 円、所得割 3.1%、介護分として均等割 9,300 円、平等割 7,000 円、所得 割 2.9%という税率で賦課しております。

また、令和5年度の近隣市町の税率を参考資料としてのせておりますが、今年度につきましては、平生町、上関町が税率改正を行っておりますので、前年度の税率をカッコ書きにて表示しております。

次に、軽減判定基準の変更についてでございますが、3月末に専決処分にて国保税条例の一部改正を行い、5割軽減の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の28万5千円から29万円に引き上げ、2割軽減につきましても現行の52万円から53万5千円に引き上げを行い、低所得者層に対する負担の軽減を実施しております。

次に、令和4年度国民健康保険税の決算状況について、ご報告させていただきます。 1 枚めくっていただき、2ページの令和4年度国民健康保険税総括表の合計欄をご覧ください。

令和4年度の現年度分調定額は、4億237万4,700円で 対前年度 2,348万4,900円の減、滞納分調定額は、9,673万7,757円で 対前年度 1,124万706円の減、合計調定額は、4億9,911万2,457円で 対前年度 3,472万5,606円の減となっております。

次に、現年度分収入済額は、3億8,715万3,304円で 対前年度 1,755万9,299円の減、滞納分収入済額は、1,090万3,971円で 対前年度 324万1,400円の減、合計収入済額は、3億9,805万7,275円で 対前年度2,080万699円の減となっております。現年度分の収納率96.22%で 対前年度1.19%の増、滞納分の収納率は、11.27%で対前年度1.83%の減、合計収納率は、79.75%で 対前年度 1.29%の増となっております。

前年度と比較して、現年度分の調定額、収入済額が減額している主な要因は、継続的な世帯数、被保険者数の減少、また、本町の国保世帯における低所得者層の占める割合が高いことによるものでございます。

現年度分の収納率につきましては、前年度に引き続き催告等の取組みを現年度分優先と して実施し、前年度を上回る結果となりました。

滞納分の収納率につきましては、対前年度 1.83%の減となっております。相談のあった際には現年分の納付を優先するよう指導しました。

短期被保険者証、資格証明書交付者に対しては、これまでと同様、可能な限り接触を図り、 納税資力に応じた計画的な納付について指導等を行ってまいります。

続きまして、令和5年度 国保税の賦課状況につきましてご報告させていただきます。

3ページの令和5年度 国民健康保険税当初調定の表題で左に調定額とある表を説明いたします。令和5年度の行、右側合計欄からご覧ください。

令和5年度の当初調定額は、3億8,967万800円で、対前年度1,205万8,600円の減、真ん中の表、世帯数は、2,970世帯で、対前年度208世帯の減、その下の表、被保険者数は4,258人で、対前年度339人の減となっております。

減額等の理由につきましては、4年度の決算状況と同様に、継続的な世帯数、被保険者数の減少、また、本町の国保世帯における低所得者層の占める割合が高いことによるものと考えております。

次に4ページの前年度当初との比較の合計欄をご覧ください。

所得割対象額、所得割額は増額、均等割額、平等割額等は減額となっており、年税額におきましては、所得割額の増額よりも世帯数・人口の減少幅が大きいため、減額となっております。

次に5ページ目ですが、国保税税率改正の推移をのせております。

令和 5 年度は、1 ページでご説明しましたとおり賦課限度額と軽減判定基準の改正が令和 5 年 4 月に施行されております。

平成17年度からの国保税の税率改正等の推移を表にしておりますので、参考にしていただければと思います。

最後に、制度改正についてお知らせいたします。

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取り組みとして、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月間)の保険税(均等割額、所得割額)を免除する制度につきまして、12月定例会において国民健康保険税条例の改正を行う予定にしております。この改正は、令和6年1月1日施行となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**議長** ありがとうございました。税務課からの説明が終わりましたが、このことについて、何かご質問はございませんでしょうか。

委員 資料 P2、滞納分の収入済額のうち、滞納処分(差押え)を行ったことによる収入額

はどのくらいありますか。

**宮崎課長** 滞納分収入済額 10,903,971 円のうち、財産の差押えによる収入額は、約 230 万円となっています。

**議長** ありがとうございました。他にございませんでしょうか。ないようでしたら次に進ませていただきます。それでは審議事項、事項 (2) その他の事項となりますが、何か事務局ございますか。ございませんか。それでは、本日の協議事項は以上で終わりました。町当局におかれましては、協議の中で出された意見を今後の国保の運営に生かしていただきたいと思います。

最後に、その他事務連絡等が事務局からございますか。

**井宮班長** 次回の運営協議会についてですが、例年、1月中旬以降に、県から事業費納付金確定額の提示があるため、概ね2月上旬以降、本協議会において、委員の皆様にお諮りをさせていただいております。本年度も同様のスケジュール等でお願いをさせていただきたいと考えておりますので、また近くなりましたら日程を調整し、ご案内をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいします。

**議長** それでは、本日は、長時間に亘り熱心にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。皆様のご協力によりまして、予定された議事等をすべて終えることが出来ました。これにて、令和5年第2回周防大島町国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。